

20 障害のある人の人権

(1) 障害者差別解消法について

この法律は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。
そのことにより、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

【平成28年4月施行】

◆「不当な差別的取扱い」ってなに？

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供の拒否・制限をすることです。

※ 正当な理由がある場合とは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合であり、個別の事案ごとに判断されます。

【不当な差別的取扱いと考えられる例】

- 窓口対応を拒否する、順番を遅くする
- 学校の受験や、入学を拒否する
- 本人を無視して、介助者のみに話しかける

◆「合理的配慮」ってどういうこと？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くことです。

※ 過重な負担かどうかは、目的を損なわないか、実現可能か、費用負担の程度などを考慮して、個別の事案ごとに判断されます。

【合理的配慮の例】

- 順番を待つことが苦手な障害のある人に対し、周囲の理解を得た上で、順番を変更する
- 意思疎通のために、絵や写真カード、タブレットなどを活用する
- 車いすの利用者が利用しやすいようにカウンターの高さに配慮する

「社会的障壁」とは … 日常生活や社会生活を送る上で、障害のある人の障壁となるようなこと。
(例：街中に段差があると車いすが進めない、漢字ばかりの書類だと理解しづらい。 など)

◆行政機関と事業者における差別を解消するための措置

区 分	行政機関（役所）	民間事業者（会社、お店など）
不当な差別的取扱い	禁 止	禁 止
合理的配慮の提供	法的義務	法的義務

※令和3年5月に、民間事業者に対しても合理的配慮を法的義務とする法改正が行われ、令和6年4月1日から施行されました。

◆障害者差別の相談窓口

障害者及びその家族その他の関係者から、障害を理由とする差別に関する相談を受け付けます。

【相談窓口】広島県 健康福祉局 障害者支援課 地域生活・発達障害グループ

相談方法	所在地・受付時間・連絡先等
訪 問	【所 在 地】 〒730-8511 広島市中区基町10-52 障害者支援課（県庁本館5階） 【受付時間】 平日（月～金）8：30～17：15 （ただし、12：00～13：00の間は除く）
電 話	【電話番号】 082-513-3157 【受付時間】 平日（月～金）8：30～17：15 （ただし、12：00～13：00の間は除く）
ファックス	【FAX 番号】 082-223-3611
メール	【アドレス】 fusvouchien@pref.hiroshima.lg.jp

※募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関する場面における、障害を理由とする差別に関する相談は、お近くのハローワーク（P82 参照）に相談してください。

（２）障害者虐待防止法等について

- 虐待の定義が明確にされ、発見者に対する通報義務や、市町の立入調査権限などが規定されています。【平成24年10月施行】
- 精神科病院における虐待防止については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）で規定されています。【令和6年4月施行】

◆障害者虐待の定義

【障害者虐待の種類】

●養護者による障害者虐待

障害者のお世話・介助・金銭管理などをする、家族・同居人などによる虐待

●障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設などの職員による虐待（学校、保育所、医療機関を除く）

●使用者による障害者虐待

障害者を雇用する事業主、経営者などによる虐待（国、地方公共団体を除く）

●精神科病院における業務従事者による虐待

精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者による虐待

【障害者虐待の例】

●身体的虐待

殴る、蹴る、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、不適切な身体拘束 など

●性的虐待

性的行為を強要する、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する など

●心理的虐待

侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、無視する など

●放棄・放任

食事や水分を十分に与えない、排泄の介助をしない、医療機関に受診させない など

●経済的虐待

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに預貯金を運用する など

◆障害者虐待の種類別通報窓口

虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、通報窓口へ通報しなければなりません。

(※虐待を受けた障害者本人が届出する場合も同様です。)

障害者虐待の種類	通報窓口
養護者による虐待	市町（障害者虐待防止担当課）又は市町障害者虐待防止センター
障害者福祉施設従事者等による虐待	
使用者による虐待	市町（障害者虐待防止担当課）又は市町障害者虐待防止センター 広島県障害者権利擁護センター
精神科病院における業務従事者による虐待	病院所在地：広島市 広島市障害者虐待通報ダイヤル 広島市以外 広島県疾病対策課

◆障害者虐待に関する通報（届出）窓口一覧

市町・県	名称・所在地・受付時間・連絡先等			
広島市	名 称	広島市障害者虐待防止センター	所 在 地	広島市中区国泰寺町 1-6-34 (健康福祉局障害福祉部障害福祉課内)
	受付時間	24 時間		
	電 話	082-542-5300	F A X	082-542-5311
	Eメール	sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp		
呉市	名 称	呉市障害者虐待防止センター	所 在 地	呉市中央四丁目 1-6
	受付時間	24 時間		
	電 話	0823-25-3107	F A X	0823-24-4863
	Eメール	syohuku@city.kure.lg.jp		
竹原市	名 称	竹原市障害者虐待防止センター	所 在 地	竹原市中央三丁目 13 番 5 号
	受付時間	24 時間		
	電 話	0846-24-6007	F A X	0846-23-0084
	Eメール	—		
三原市	名 称	保健福祉部障害者福祉課	所 在 地	三原市港町 3-5-1
	受付時間	24 時間		
	電 話	0848-67-6167	F A X	0848-64-2130
尾道市	名 称	尾道市障害者虐待防止センター（尾道センター）	所 在 地	尾道市久保 1-15-1
	受付時間	平日（月～金） 8：30～17：15 ※休日夜間は尾道市役所（警備室）		
	電 話	0848-38-9124（平日） 0848-38-9111（休日・夜間）	F A X	0848-37-7260（平日）
	Eメール	s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp（平日）		
	名 称	尾道市障害者虐待防止センター（因島瀬戸田センター）	所 在 地	尾道市因島土生町 7-4
	受付時間	平日（月～金） 8：30～17：15 ※休日夜間は因島総合支所（宿・日直室）		
	電 話	0845-26-6209（平日） 0845-22-1311（休日・夜間）	F A X	0845-22-8615（平日）
福山市	Eメール	innoshima.fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp（平日）		
	名 称	福山市障がい者虐待防止センター （基幹相談支援センター）	所 在 地	福山市三吉町南 2-11-22
	受付時間	センター：平日（月～金） 9：00～17：00 電話：24 時間 FAX：平日（月～土）8：30～17：15		
	電 話	084-928-1354	F A X	084-926-7111
	Eメール	f-shakyo-kikansoudan@apricot.ocn.ne.jp		

市町・県	名称・所在地・受付時間・連絡先等			
府中市	名 称	健康福祉部福祉課高齢・障害サポート係	所 在 地	府中市府川町 315
	受付時間	平日（月～金） 8：30～17：15 ※休日夜間窓口は宿直		
	電 話	0847-44-9149（平日） 0847-44-9099（休日・夜間）	F A X	0847-45-5522
	Eメール	fukushi@city.fuchu.hiroshima.jp		
三次市	名 称	福祉保健部社会福祉課障害者福祉係	所 在 地	三次市十日市中 2 丁目 8-1
	受付時間	平日（月～金） 8:30～17:15 ※夜間・休日は携帯電話		
	電 話	0824-65-2051（平日） 0824-62-6111（休日・夜間）	F A X	0824-62-6285
	Eメール	fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp		
	名 称	三次市障害者支援センター	所 在 地	三次市十日市東 3-14-1
	受付時間	平日（月～金） 8:30～17:15		
	電 話	0824-65-1131（平日）	F A X	0824-65-1132
	Eメール	support@pl.pionet.ne.jp		
庄原市	名 称	社会福祉課障害者福祉係	所 在 地	庄原市中本町一丁目 10-1
	受付時間	平日（月～金） 8：30～17：15 ※休日夜間窓口は宿直		
	電 話	0824-73-1210（平日） 0824-73-1111（休日・夜間）	F A X	0824-75-0245
	Eメール	fukushi-syougai@city.shobara.lg.jp		
大竹市	名 称	健康福祉部福祉課障害福祉係	所 在 地	大竹市小方 1-11-1
	受付時間	平日（月～金） 8：30～17：15		
	電 話	0827-59-2146	F A X	0827-57-7185
	Eメール	fukushi@city.otake.hiroshima.jp		
東広島市	名 称	東広島市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）	所 在 地	東広島市西条栄町 8-29
	受付時間	平日（月～金） 8：30～17：15 ※休日・夜間（17：15～8：30）宿直室		
	電 話	082-420-0180（平日） 082-422-2111（休日・夜間）	F A X	082-420-0181（平日） 082-420-0432（休日・夜間）
	名 称	東広島市障がい者虐待防止センター 障害者相談支援センター（はあとふる）	所 在 地	東広島市西条西本町 28-6
	受付時間	平日（月～金） 8：30～17：15		
	電 話	082-493-6073	F A X	082-424-3841（平日）
廿日市市	名 称	健康福祉部障害福祉課	所 在 地	廿日市市新宮一丁目 13 番 1 号
	受付時間	電話 平日（月～金） 8：30～17：15 ※休日・夜間は防災センター		
	電 話	0829-30-9128	F A X	0829-20-1611
安芸高田市	名 称	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	所 在 地	安芸高田市吉田町常友 1564 番地 2
	受付時間	平日（月～金） 8：30～17：15 ※休日夜間携帯電話対応		
	電 話	0826-47-1083 （虐待防止センター専用ダイヤル）	F A X	0826-47-1061
	Eメール	kikansodan@ajisai.ne.jp		
江田島市	名 称	福祉保健部社会福祉課社会福祉係	所 在 地	江田島市大柿町大原 505
	受付時間	平日（月～金） 8：30～17：15		
	電 話	0823-43-1638	F A X	0823-57-4432
	Eメール	syakai@city.etajima.hiroshima.jp		
	名 称	江田島市障害者相談事業所ぱすてる	所 在 地	江田島市大柿町大原 1068 番地 6
	受付時間	平日（月～金） 8：30～17：15		
	電 話	0823-27-8899	F A X	0823-27-8889
府中町	名 称	福祉保健部福祉課	所 在 地	安芸郡府中町大通 3-5-1
	受付時間	平日（月～金） 8：30～17：15 ※休日・夜間は宿直経由で対応		
	電 話	082-286-3161（平日） 082-286-3111（休日・夜間）	F A X	082-283-5775（平日） 082-286-3292（休日・夜間）
	Eメール	fukushi@town.hiroshima-fuchu.lg.jp		

市町・県	名称・所在地・受付時間・連絡先等			
海田町	名 称	社会福祉課	所 在 地	安芸郡海田町南昭和町 14-17
	受付時間	平日 8:30～17:15 ※休日・夜間は宿直対応（電話のみ）		
	電 話	082-823-9207（平日 8:30～17:15） 082-822-2121（休日・夜間）	F A X	082-823-9627（平日 8:30～17:15）
	Eメール	hukushi@town.kaita.lg.jp（平日 8:30～17:15）		
熊野町	名 称	健康福祉部社会福祉課	所 在 地	安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1
	受付時間	平日（月～金）8:30～17:15		
	電 話	082-820-5635	F A X	082-854-8009（平日）
	Eメール	shafuku@town.kumano.lg.jp（平日）		
坂町	名 称	民生部民生課	所 在 地	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1
	受付時間	平日（月～金）8:30～17:30		
	電 話	082-820-1505	F A X	082-820-1521
	Eメール	minsei@town.saka.lg.jp		
安芸太田町	名 称	健康福祉課	所 在 地	山県郡安芸太田町大字下殿河内 236
	受付時間	平日（月～金）8:30～17:15		
	電 話	0826-25-0250	F A X	0826-22-0686
	Eメール	kenkofukushi@akiota.jp		
北広島町	名 称	福祉課	所 在 地	山県郡北広島町有田 1234
	受付時間	平日（月～金）8:30～17:15		
	電 話	050-5812-1851	F A X	0826-72-5242 ※平日（月～金）8:30～17:00
大崎上島町	名 称	福祉課福祉指導係	所 在 地	豊田郡大崎上島町木江 4968
	受付時間	平日（月～金）8:30～17:15 ※夜間休日は役場宿日直業務員が対応		
	電 話	0846-62-0301	F A X	0846-62-0304
	Eメール	shidou01@town.osakikamijima.lg.jp		
世羅町	名 称	福祉課障害者支援係	所 在 地	世羅郡世羅町大字本郷 947 （世羅保健福祉センター内）
	受付時間	平日（月～金）8:30～17:15		
	電 話	0847-25-0072（直通） 0847-25-0294（代表）	F A X	0847-25-0070
	Eメール	fukushi@town.sera.hiroshima.jp		
神石高原町	名 称	福祉課	所 在 地	神石郡神石高原町小島 1701 （神石高原町役場福祉課内）
	受付時間	平日（月～金）8:30～17:15 ※夜間休日は役場宿日直業務員が対応		
	電 話	0847-89-3335	F A X	0847-85-3394
	Eメール	hokenfukushi@town.jinsekikogen.hiroshima.lg.jp		
県	名 称	広島県障害者権利擁護センター	所 在 地	広島市南区比治山本町 12-2 （広島県社会福祉会館内）
	受付時間	月～水金 8:30～17:30、木曜日 8:30～18:30 ※夜間・休日は留守番電話・F A X・メール（休日：土日祝祭 12/29～1/3）		
	電 話	082-569-5151	F A X	082-569-6161
	Eメール	kenri@hiroshima-fukushi.net		
	名 称	健康福祉局疾病対策課	所 在 地	広島市中区基町 10-52 （広島県庁内）
	受付時間	平日（月～金）8:30～17:15		
	電 話	082-223-0521	F A X	—

(3) 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方が、財産の管理や、契約をする時、遺産分割の協議をしたりする時に、自分に不利益にならないように 本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

◆法定後見制度

本人の判断能力が十分でない場合、家族や市町長などが家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度です。

- 判断能力が欠けているのが通常の状態の方⇒ 成年後見人
- 判断能力が著しく不十分な方 ⇒ 保 佐 人
- 判断能力が不十分な方 ⇒ 補 助 人

※この他に、本人が判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、誰にどのように支援してもらうか、あらかじめ自分の意思で決めておく「任意後見制度」があります。

◆相談窓口

相談機関名	所 在 地	電話番号
法律相談センターひろしま (広島弁護士会)	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-73 (広島弁護士会館内)	082-225-1600
公益法人社団 成年後見センター・リーガル サポートひろしま (広島司法書士会)	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-69 (広島司法書士会内)	082-511-0230
権利擁護センター ばあとなあひろしま (広島県社会福祉士会)	〒732-0816 広島市南区比治山 12-2 (広島県社会福祉会館内)	082-254-3019 090-7970-3019

◆成年後見制度利用支援事業

※「13 地域生活支援サービス」(P76)にも掲載

成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成します。

対 象 者：障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる
障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ、成年後見制度の
利用が困難であると認められるもの。

助成費用：成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部
又は一部

窓 口：市町の障害福祉担当課

※実施していない市町もあります。